

国立大学法人浜松医科大学中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 建学の理念「第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中心的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」を踏まえ、特に以下の事項について重点的に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間性豊かな、生涯にわたって自ら学び、国際的に活躍できる医療人の育成に努力する。 2. 先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究において、産学官連携を推進し、国際的に高い水準の研究機関となることを目指す。 3. 地域社会の医療、教育、文化のニーズに応じて貢献し、高度先進医療等の病院機能の強化に努める。 4. 光医学を中心とした教育・研究・診療活動を推進し、独創的な機関を目指す。 5. 近隣の国立大学法人との統合再編について引き続き検討を進める。 	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。 2. 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。 	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に関する目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育の成果に関する目標 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に関する目標を達成するための措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ①医学又は看護学に関する専門的な知識及び技術を身につけた臨床医又は看護専門職を養成する。
- ②豊かな教養と人間性を身につけた医療従事者を養成する。
- ③学士課程における教育の成果・効果の向上・充実を図る。

【大学院課程】

- ①医学又は看護学に関する高度の専門的な知識及び技術を身につけた臨床医及び医学研究者又は看護専門職及び看護学研究者を養成する。
- ②大学院課程における教育の成果・効果の向上・充実を図る。

○各年度の学生収容定員は別表のとおり

【学士課程】

- ① 医学又は看護学に関する課題探求能力、問題解決能力、生涯にわたって学問を探究する研究心、自己評価能力及び自立的に行動する態度・習慣を育成する。このため、医学科においては浜松医科大学方式のPBLチュートリアル教育の構築とその実施を推進し、看護学科においては教育内容の精選とPBL教育を全体の30%以上とする。
- ②-1医療従事者としての使命感、責任感及び倫理観を育成する。このため、医学科においてはチュートリアル教育の課題に倫理教育の要素を加えるとともに、3年次に医学概論Ⅱ（医療倫理）、4年次に医学概論Ⅲ（緩和医療、医療の安全性）を新たに開講する。
- ②-2人文社会科学及び理数系基礎科学などの幅広い知識を修得させる。このため、教養教育を担当する組織の整備と該当科目の実施結果の評価と改善を行う。
- ②-3国際的なコミュニケーション及び異文化理解に必要な語学力を修得させるため、外国語教育の充実を図るとともに学生の海外派遣を推進する。
- ②-4高度情報技術社会に対応できるコンピュータ等の情報機器活用能力（情報リテラシー）を育成する。このため、修得すべき情報リテラシー能力の目標を作成し、定期的に達成度調査を行う。
- ③ 教育の目的及び目標達成度について、専門の作業部会を整備して計画的に評価を行い、改善策を作成する。

【大学院課程】

- ①-1医学・医療又は看護に関する高度の専門的な知識、技術、高い研究能力、論理的思考を有し、新たな課題に挑戦できる能力を有する医学研究者及び看護学研究者を育成する。このため、博士課程では、研究を遂行することを通じて関連分野の高度の専門的な知識と技術を習得させるとともに、大学院トレーニングコースの設置等基礎的なトレーニングの充実及びCOEと大学院教育の連携を図る。修士課程ではCNSコース（専門看護師養成課程）を設置し、臨床との連携を図り、既存のコースでは研究重視を明確にする。
- ①-2国際的な視野を持ち、国際的に活躍できる豊かな知性、教養及び高度な専門的能力を修得させる。このため、外国人留学生の積極的な受け入れ、外国の大学との交流協定の締結の推進、学生の海外留学や海外での研究発表の奨励等を積極的に行う。
- ①-3医学研究者、看護学研究者として必要な生命倫理観を修得させるため、ヘルシンキ宣言に示された倫理規範及び倫理指針にのっとり、医の倫理委員会、ヒトゲノム遺伝子解析研究倫理審査委員会等を通じ研究指導を徹底するとともに、学位審査における医の倫理に関して試験の実施を検討する。また、基礎的なトレーニングコース等を含め、様々な場面で医の倫理について教育する。
- ② 教育の成果・効果等を個々の大学院生の業績、進路を中心に検証し、大学院教育に反映させる。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

1) 入学者選抜に関する基本方針

- ①アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜方法の工夫・改善を図り、優秀な人材の確保に努める。
- ②入学者選抜実施体制の整備を図り、公正・公平な試験の実施に努める。
- ③本学を志願する者に対し、入学者選抜に係る情報や本学の教育研究の内容等を積極的に情報提供し、進路選択の参考に資するとともに、高等学校との連携を図る。

2) 教育課程に関する基本方針

- ①教育目標に応じて、時代の要請に即した望ましいカリキュラムを策定する。
- ②臨床実習体制の充実を図る。
- ③看護学科における臨地実習の充実を図る。

3) 教育方法の改善に関する基本方針

- ①学生が主体的かつ意欲的に学習できる学習方法、学習環境を整える。

4) 成績評価に関する基本方針

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ① 多様な入学者選抜を実施するとともに、入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫・改善を重ね、人間性豊かで社会に貢献できる優秀な人材の確保に努める。
- ② 入学者選抜の実施にあたり、全学的な連携協力体制を維持し、公正・公平な試験の実施に万全を期す。
- ③-1本学への入学を志願する者の進路選択に資するため、広報活動の充実を図る。
- ③-2入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるため、授業開放、オープンキャンパスなどを通じ、高等学校との積極的な連携を図る。

2) 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①-1平成15年度（医学科のPBLチュートリアル導入、看護学科の新カリキュラム）より導入された新カリキュラムについて、検証及び評価のための組織を整備し、学生、卒業生、教員及び実習機関等の意見を集約して検証し、充実を図る。
- ①-2救急医学及び関連診療科の参加の下に、コアカリキュラムに基づきプライマリー・ケア教育の充実を図る。
- ② 臨床医学教育を効率的、効果的に行うため、1) 卒前医学教育に効果的なOSCEを取り入れるとともに、2) 卒後臨床研修との有機的連携を図り、3) 診断方法の組み立て、治療方針の選択などにエビデンスに基づく方法論を取り入れ、4) コアカリキュラムの導入を検討し、かつクリニカル・クラークシップ型の臨床教育の充実を図る。これにより、浜松医大方式の卒前医学教育カリキュラムを構築する。
- ③ 看護学科における臨地実習の指導方法、実習環境の充実を図る。このため、附属病院、臨地実習先との共同FD組織を設けるなど連携を強化するとともに、臨地実習のガイドラインを充実させ、その周知を徹底する。

3) 教育方法の改善に関する具体的方策

- ①-1高等学校での理科の選択科目など多様な履修歴を持った入学者に対応して、低学年から少人数教育を導入し、効果を検証して、改善を図る。
- ①-2学生主体型授業、学生参加型授業や課題解決型の学習など様々な授業形態を低学年から導入し、基礎的な論理的思考能力及び討論能力（ディベート能力）を育成し、その効果を検証する。
- ①-3多様な教養教育、専門教育を提供するため、他大学との単位互換制度の一層の充実を図る。

4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

①厳正な成績評価を実施する。

5) 卒後教育との有機的連携に関する基本方針

①卒前教育の到達度目標の変化に対応して、卒前・卒後の臨床教育の有機的連携を図る。

②看護職の実践能力の向上に寄与するため、本学附属病院における卒後教育充実及び近隣施設との連携を図る。

【大学院課程】

1) 入学者選抜に関する基本方針

①特色ある教育研究を活性化するため、本学卒業生のみならず、広く門戸を開き、優秀な人材を確保する。

2) 教育課程に関する基本方針

①教育理念・目的に基づき、高度の専門的知識・技術を修得させ、将来にわたり自立して学問を探究する研究者又は、高度専門職業人を育成する教育課程を編成する。

3) 教育方法の改善に関する基本方針

①学生が研究者又は高度専門職業人としての基本的トレーニングを受ける中で高度の研究成果を挙げられるよう、教育方法を充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教職員の配置に関する基本方針

①-1問題解決能力、課題探求能力、自己評価能力及び自立的に行動する態度についての評価方法はチュートリアル教育専門委員会等で作成し、専門的知識及び技術の習得状況の評価方法については、CBT、OSCE等の結果を取り入れた成績評価の指針をWG等で作成し、学生及び教員に周知することにより厳正・公正な評価を行う。

①-2看護学科における成績評価方法を看護学教育改革のための専門委員会を設けて作成し、学生及び教員に周知することにより厳正・公正な評価を行う。

5) 卒後教育との有機的連携に関する具体的方策

①-1平成16年度から実施する卒後研修を静岡県内の病院等と協力することにより充実させるとともに、この評価を卒前教育の到達目標の見直しに活用するなど、卒前卒後教育の有機的連携を図る。

①-2卒後研修終了後の専門医養成・教育システムを再構築し実施する。

②看護学科と本学附属病院看護部の合同WGを設け、本学附属病院における卒後教育の充実を図る。また、附属病院と近隣施設と合同委員会を設け、卒業生等を対象とした研修会を実施するとともに結果を検証し改善を図る。

【大学院課程】

1) 多彩な入学者を確保するための入学者選抜を実現するための具体的方策

①-1学部卒業後直接あるいは数年間の臨床経験の後大学院進学を希望する本学卒業生、他大学卒業生、留学生の正規課程への受入を積極的に推進するとともに、長期履修制度や大学院設置基準第14条の特例の活用により社会人の受入を図る。

①-2ホームページの充実及びセミナーや説明会の開催などにより、入学者選抜に係る広報活動の充実を図る。

2) 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

①-1博士課程では、専門分野における研究遂行及び論文作成を主体とし、かつ、関連分野の専門的知識、技術を修得させるため各種のセミナーや英語論文の書き方についての講習会、メディカルホトニクスコースの技術講習会等をカリキュラムと連携させる方策を検討する。

①-2修士課程に専門看護師認定制度に対応するカリキュラム(CNSコース)を導入する。

①-3大学院設置基準第14条の特例に対応したカリキュラムの定期的な検証と改善を図る。

3) 教育方法の改善に関する具体的方策

①-1修士課程においては研究単位毎の具体的な教育研究目標及び研究指導目標を明確にした「指導内容冊子」を作成し、これに基づき、研究指導、教育を推進する。

①-2学生が学際的研究や他分野の研究に接することができる、学内研究紹介の機会を増やし、大学院生の参加を奨励する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

①教育目標を実現するため、責任ある教育実施体制を確立する。

2) 教育環境の整備に関する基本方針

①教育に必要な施設、設備などの教育環境を充実させる。

②教育研究に必要な図書、雑誌、資料等の充実ならびに情報関連機能の整備を図る。

3) 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

①教育に関する評価体制を充実させる。

②教員の教育の質の改善を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標

①学生相談・支援体制を検証し、一層の充実を図る。

2. 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指すべき研究水準に関する基本方針

①先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究を推進し、国際的に高く評価される研究水準を目指す。

① 責任ある教育実施体制を確立するため、教員の配置が適正であるか、学長を中心とした体制で検証する。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

①-1講義実習棟の改修、情報教育に必要な設備の充実等、教育環境の整備充実を推進する。

①-2学生が自主的に技術を習得できるよう、視聴覚教材の充実を図るとともに、クリニカル・スキルズ・ラーニングセンターの設置を検討する。

②-1紙媒体の図書の整備と平行して、情報の国際化・電子化への対応として電子図書館的機能の充実強化を図るため、資料の電子化を推進し、電子資料を利用するための設備の充実を計画的に推進する。

②-2附属図書館及び情報処理センターの有機的連携を図り、学内情報システムの在り方について検証する。

②-3図書館利用者へのサービス向上を図るとともに、他機関との相互協力、市民への公開サービスを促進する。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

①-1教育活動評価のための組織を整備し、学生による授業評価の在り方の検証及び改善、臨床医学教育では、コ・メディカルスタッフや患者による学生評価を実施する。また、その結果を教育改善に結びつけることにより、教育の充実を図る。

①-2大学院課程指導教員の研究指導評価を実施する。

②-1教育企画室を中心として、教員の教育活動の評価システムを検討する。

②-2教育の質の改善（FD）に関する学内組織を再構築し、FDの在り方について再検討を行うとともに、現行の「医学教育方法改善に関するワークショップ」等の内容をより充実させる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1学生委員会で指導教員制度、学生相談体制を検証し、一層の充実を図る。

①-2保健管理センターによる健康管理・メンタルヘルスケア体制を検証し、整備充実を図る。

①-3学生の教育研究活動中の事故及び災害に対処するため、医学生総合保険への加入促進、災害時の連絡、安否確認システムの整備などの一層の充実を図る。

①-4学生委員会で、学生生活実態調査を行い、学生の生活及び課外活動等の就学環境の充実改善の計画を作成し、その実施を図る。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

①-1 21世紀COEプログラムや知的クラスター創生事業を推進し、光医学研究の国際的拠点の形成を図る。

②地域の特性を活かした産学共同研究を目指す。

2) 成果の社会への還元に関する基本方針

①研究成果を広く社会に発信するとともに、産業界や臨床医学への応用を推進する。

②光医学・光医工学の研究開発を担う人材を育成する。

③健康福祉を推進し、医療行政への協力活動をする。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1) 研究者等の配置に関する基本方針

①最先端の研究や社会的要請の高い研究に即応できるよう適切な研究者の配置を目指す。

2) 研究環境の整備に関する基本方針

①研究を支える組織と環境を整備する。

3) 研究資金の獲得及び配分に関する基本方針

①外部資金を積極的に導入する。

②競争的環境のもとで、適切な研究資金の配分を行う。

4) 研究活動の評価体制に関する基本方針

①-2高度先進医療や先端的研究に結びつく基盤を強化するため、講座の枠を越えてプロジェクト研究を行うグループに対し、重点的な資金配分を行う。

①-3創薬並びに診断方法、治療方法などの探索的臨床医学開発研究に取り組む。

①-4基礎的研究を重視し、これに対する資金配分を行う。

①-5国際学術活動及び国際共同研究を積極的に行う。

②-1企業や他大学の共同研究員受入れに便宜を図る。

②-2企業研究者による大学院講義や共同研究成果の発表の企画を組む。

2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

①-1教員の研究成果をデータベース化し、大学の研究活動一覧としてホームページに公表する。

①-2知的財産の取扱いを整備し、静岡TLO及び科学技術振興財団等を通じて、研究成果の民間への技術移転を推進する。

② 光医学を主題とする21世紀COE拠点施設及び地域知的クラスターの一翼として、メディカルホトニクスコース技術講習会、イメージング技術実習等を通じ、光医学・光医工学研究者の養成、社会人教育を行う。

③ 本学が開発した遠隔地医療システム（テレパソロジーなど）を用いた過疎地医療への支援、本学が展開してきた難病治療支援のネットワークを更に充実発展させる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

① 副学長を室長とする研究推進企画室を設置し、大学が重点的に取り組む領域や研究分野の発展と動向を調査し、弾力的な人員配置と人材の有効活用などの企画・立案を行う。

2) 研究環境の整備及び実施体制に関する具体的方策

①-1研究の支援体制を整備するために、学内の共同施設等の整備拡充を図る。

①-2技術職員が意欲的に仕事に取り組み、教育・研究・診療を効果的に支えるために、活動内容を整備し、技術の向上を図る。

①-3若手研究者の支援体制を整備する。

3) 研究資金の獲得及び配分システムに関する具体的方策

① 研究推進企画室において、競争的資金獲得のための方策、外部資金獲得のための受託事業等の受け入れの拡大、学外との共同プロジェクト研究を企画・立案する。

②-1プロジェクト研究への重点的資金配分を推進する。

②-2萌芽的研究にも資金配分し、プロジェクト研究へ発展させることを目指す。

4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

①評価を研究の発展と質の向上につなげることを目指す。

3. その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1) 地域社会との連携・協力に関する基本方針

①地域の医療機関や民間企業等との連携・交流を積極的に推進するとともに、教育研究の成果を活かし、地域医療の向上や地域住民の生涯教育の推進に資する。

2) 教育研究における国際交流・協力に関する基本方針

①外国の大学、研究機関等との連携・交流を推進する。

(2) 附属病院に関する目標

1) 患者中心の医療の実践

①患者の人権を尊重し、患者第一主義の診療を実践する。

2) 地域社会医療への貢献

①地域医療の中核となる役割を果たす。

3) 医療人の育成

①優れた医療人を育成する。

4) 高度な医療の提供

①-1研究推進企画室を中心に研究活動の評価を定期的実施し、教員の研究の水準・成果を検証する。それに基づき、質の高い研究者を支援する制度を導入する。

①-2講座やプロジェクトグループの単位で、また、若手研究者個人の単位で、随時企画室等でヒアリングを行う。

3. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

①-1県や市町村との連携を深め、地域の医療施策の立案等に積極的に参画する。

①-2地域医療関係者の資質向上に資するため、最新の研究成果等の情報を提供する。

①-3地域住民の健康、福祉の増進に資するため、民間企業とも連携し、公開講座や各種の学習機会を積極的に提供する。

①-4地域の中高生等の科学に対する興味・関心を高めるため、学校教育との連携を一層推進する。

2) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

①-1外国人研究者、留学生の積極的な受け入れを図るため、受け入れ体制を整備する。

①-2大学、大学院の研究活動、学生の生活環境、学費、生活費等についての情報をホームページなどを利用して、適切に提供する。

①-3国際交流協定校を増やし、教育・研究面における交流活動の一層の充実を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 患者中心の医療の実践を達成するための具体的方策

① 患者中心の安全かつ良質な医療を提供する体制を構築するため、診療科、中央診療部門、看護部門及び事務組織の再編成を行い、診療機能・診療支援機能を点検し充実させ、病院企画室において繰り返し評価する。

2) 地域社会医療への貢献を達成するための具体的方策

①-1地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域における医療の質の向上に貢献する。

①-2臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを通じ、地域医療に貢献する。

①-3災害時医療救護体制の充実を図り、東海地震に対する静岡県医療救護計画を支援する。

3) 医療人の育成を達成するための具体的方策

①-1医療・医学の発展に貢献することのできる優れた医師の育成を図る。

①-2卒後臨床研修において研修医と指導体制側における双方向性評価システムの充実を図る。

①-3高度医療に貢献するためにコ・メディカル等職種毎の教育・研修制度を充実させ、医療専門職員の育成を図る。

4) 高度な医療の提供を達成するための具体的方策

①より良い医療技術の開発を推進する。

5) 健全な病院運営の確立

①病院運営の効率化と財務内容の改善を図る。

6) 患者が安心して治療を受けられる施設の確立

①医療事故ゼロを目指す。

②病院機能評価システムの充実を図る。

③積極的な情報の公開に努める。

①-1高度先進医療の推進及び質の高い医療の確立を図る。

①-2稀少難病への対応のための診療体制を構築する。

5) 健全な病院運営の確立を達成するための具体的方策

①-1病院の効率的な管理運営と機能的な組織体制の整備を図る。

①-2管理会計システムの導入による効率的な経営を実践する。

①-3地域医療における病院機能の高度化及び総合的な患者サービスの向上と患者アメニティの改善に対応するための病院再整備を計画的に推進する。

6) 患者が安心して治療を受けられる施設の確立を達成するための具体的方策

①-1医師、看護師、コ・メディカルスタッフの責任体制を明確にする。

①-2医療安全管理室の業務の整備及び充実を図る。

①-3インシデントレポートの充実及びフィードバックシステムの充実を図る。

② 患者による評価を含めた外部評価を積極的に受審する。

③-1各種疾患及び健康に関する医療情報を提供する。

③-2カルテ開示を日常診療に導入する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1. 運営体制の改善に関する目標

(1) 効率的な組織運営に関する基本方針

①全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標

(1) 教育研究組織の編成・見直しに関する基本方針

①教育研究の成果を評価するシステムを導入し、組織の見直しに反映する。

3. 人事の適正化に関する目標

(1) 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針

①教員人事の流動性と教員構成の多様化を推進し、教育・研究・診療の活性化と質の向上を図る。

②職員の専門性等の向上を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 運営組織の効率的・機動的な運営等に関する具体的方策

①-1学長のリーダーシップの強化を図るため、副学長を設置する。

①-2迅速・円滑な大学運営が可能となるよう、企画・調査・立案をするための企画室を設置し、教員と事務職員等が一体となった業務運営を行う。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

①-1教育研究組織について、教育・研究・診療別に評価を実施する。

①-2学部の講座編成の見直し及び大学院の充実を図る。

①-3教育及び研究に関わる診療組織の見直しを図る。

3. 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

①-1全学的に教員任期制の導入を一層推進する。

①-2人件費の効率的運用を図る。

② 職員の能力開発や専門性の向上に資するための研修機会の充実を図る。

<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>(1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針</p> <p>①各種事務の集中化・電算化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図る。</p> <p>②事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。</p> <p>③事務職員の専門性の向上を図る。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>① 電算システムを計画的に導入し、業務の迅速化・効率化を図る。</p> <p>②-1事務組織及び事務分掌を見直し、事務の一層の効率化・合理化を図る。</p> <p>②-2外部委託の効率的活用により、一層の事務合理化を図る。</p> <p>③ 業務に関する専門的な知識を習得させるため、計画的に研修機会等の充実を図る。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>①科学研究費補助金など外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。</p> <p>2. 経費の抑制に関する目標</p> <p>①管理的（固定的）経費の抑制を図る。</p> <p>②「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p> <p>3. 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>①経営的視野に立った本学の資産（土地、施設、設備等）の効率的・効果的な運用を図る。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1研究推進企画室を設置し、科学研究費補助金、奨学寄付金、受託研究費、共同研究など外部資金の増加を図る。</p> <p>①-2自己資産の活用により自己収入の増加を図る。</p> <p>①-3知的財産の権利化を促進し、特許収入の獲得を目指す。</p> <p>2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1事務等の効率化・合理化により、管理的経費の抑制に努める。</p> <p>①-2費用効果を検討し、絶えず経費節減に努める。</p> <p>② 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに平成17年度の人件費予算相当額をベースに、概ね4%の人件費の削減を図る。</p> <p>3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1全学的な施設マネジメントを推進するため施設管理システムを構築し、施設の効果的活用を図る。</p> <p>①-2資産の危機管理対策を確立する。</p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1. 評価の充実に関する目標</p> <p>①自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに評価結果を大学運営の改善に十分反映させる。</p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1評価担当の理事を室長とする専門の組織を設置し、自己点検・評価体制を再編強化する。</p> <p>①-2自己点検・評価結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。</p> <p>①-3教職員の教育・研究・診療等の業績を総合的に評価するシステムを構築し、優れた教職員に対するインセンティブを導入する。</p> <p>①-4評価・改善を通常業務に組み入れたシステムを構築する。</p>

<p>2. 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>①教育研究活動の状況など大学運営に関する情報提供の充実を図る。</p>	<p>2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1広報誌、ホームページ等の点検・見直しを行い、広報の在り方を検討するとともに、学内外へ積極的に情報を提供する。</p> <p>①-2大学の知的情報、財務内容及び管理運営等に関する情報を一元的に把握し、データベース化を促進し、社会の求めに応じて情報を提供する。</p> <p>①-3卒後臨床研修生の確保のため、処遇や進路について、広報活動の推進を図る。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1. 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>①施設整備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設整備・管理を行う。</p> <p>②施設整備・管理にあたっては、バリアフリー、環境保全などの社会的要請に十分に配慮する。</p> <p>2. 安全管理に関する目標</p> <p>①法人化に対応した安全管理体制の確立を図る。</p> <p>3. その他の目標</p> <p>(1) 教職員のモラルの向上に関する目標</p> <p>①教職員の服務規律を定め、行動規範の周知を図る。</p> <p>(2) その他の目標</p> <p>①ボランティアを導入して、地域社会との交流を図る。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1施設の利用状況等を点検し、教育研究スペースの配分の適正化を図る。</p> <p>①-2建物設備の機能性確保の点検を行い、維持保全整備年次計画を作成する。</p> <p>①-3予想される東・南海地震に備えて、学内の防災対策を点検する。</p> <p>②-1施設設備計画にはユニバーサルデザインを導入し、人に優しいキャンパスを目指す。</p> <p>②-2エネルギー消費量の把握及び分析による各エネルギー削減計画を策定し、必要設備の改善に努める。</p> <p>2. 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1労働安全衛生法を踏まえた安全管理体制を整備する。</p> <p>①-2学内施設等の安全対策の実施状況を点検し、整備に努める。</p> <p>3. その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教職員のモラルの向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1教職員の遵守すべきガイドラインを策定し、周知徹底させる。</p> <p>①-2セクシャル・ハラスメント等の防止対策を充実させる。</p> <p>(2) その他の目標を達成するための措置</p> <p>① ボランティアの受け入れに関して、計画及び指針をまとめる。</p>
	<p>VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 13億円</p>

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

医学部附属病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額	施設整備費補助金（ 192百万円）
	192	長期借入金（ ----- ）
		国立大学財務・経営センター施設費 交付金（ ----- ）

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な金額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

人事に関する計画を策定し、適正な人事管理を行う。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 47,319百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

（PFI事業）

該当なし

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設費整備 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償還金	569	603	603	603	603	603	3,584	4,894	8,478

(リース資産)

該当なし

〈国立大学法人浜松医科大学〉

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	30,568
施設整備費補助金	192
施設整備資金貸付金償還時補助金	403
自己収入	68,723
授業料及入学金検定料収入	3,628
附属病院収入	64,750
雑収入	345
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,557
計	104,443
支出	
業務費	93,253
教育研究経費	28,072
診療経費	58,712
一般管理費	6,469
施設整備費	192
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,557
長期借入金償還金	6,441
計	104,443

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 47,319百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は、16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人浜松医科大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	101,896
経常費用	101,896
業務費	95,396
教育研究経費	6,519
診療経費	37,366
受託研究費等	1,955
役員人件費	604
教員人件費	20,679
職員人件費	28,273
一般管理費	1,948
財務費用	1,479
雑損	0
減価償却費	3,073
臨時損失	0
収入の部	104,724
経常収益	104,724
運営費交付金	30,245
授業料収益	3,098
入学金収益	362
検定料収益	136
附属病院収益	64,750
受託研究等収益	1,955
寄附金収益	2,491
財務収益	0
雑益	345
資産見返運営費交付金等戻入	207
資産見返寄附金戻入	65
資金見返物品受贈額戻入	1,070
臨時収益	0
純利益	2,828
総利益	2,828

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同研究事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 附属病院にかかる会計基準第83の特定の償却資産の指定を受けていない償却資産から生じた減価償却に、借入金償還金元本に伴う収益の発生した額見合いにより当期純利益が生じている。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	105,654
業務活動による支出	97,237
投資活動による支出	765
財務活動による支出	6,441
次期中期目標期間への繰越金	1,211
資金収入	105,654
業務活動による収入	103,848
運営費交付金による収入	30,568
授業料及入学金検定料による収入	3,628
附属病院収入	64,750
受託研究等収入	1,955
寄附金収入	2,602
その他の収入	345
投資活動による収入	595
施設費による収入	595
前期中期目標期間よりの繰越金	1,211

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額
1,211百万円を含む。

[国立大学法人の運営費交付金算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。
運営費交付金 = $A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費を対象。

E(y) : 教育研究診療経費、附属施設等経費を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費を対象。

G(y) : 特別教育研究経費を対象。

H(y) : 入学料収入、授業料収入、その他収入を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用のため本学は該当しない。

I(y) : 一般診療経費、債務償還経費、附属病院特殊要因経費を対象。

J(y) : 附属病院収入を対象。(J'(y) は、平成16年度附属病院収入予算額。

K(y) は、「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費を対象。

M(y) : 特殊要因経費を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

- γ （ガンマ）： 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε （イプシロン）： 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- λ （ラムダ）： 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した金額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、17年度以降は16年度同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 施設整備費については、17年度以降は16年度同額として試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

中期目標

中期計画

別表(学部、研究科等)

学部	医学部
研究科	医学系研究科

別表(収容定員)

平成16年度	医学部 (うち医師養成に係る分野) 医学系研究科 (うち修士課程) (うち博士課程)	855人 595人 152人 32人 120人
平成17年度	医学部 (うち医師養成に係る分野) 医学系研究科 (うち修士課程) (うち博士課程)	855人 595人 152人 32人 120人
平成18年度	医学部 (うち医師養成に係る分野) 医学系研究科 (うち修士課程) (うち博士課程)	855人 595人 152人 32人 120人
平成19年度	医学部 (うち医師養成に係る分野) 医学系研究科 (うち修士課程) (うち博士課程)	855人 595人 152人 32人 120人
平成20年度	医学部 (うち医師養成に係る分野) 医学系研究科 (うち修士課程) (うち博士課程)	855人 595人 152人 32人 120人
平成21年度	医学部 (うち医師養成に係る分野) 医学系研究科 (うち修士課程) (うち博士課程)	855人 595人 152人 32人 120人